令和８年

西尾市議会１２月定例会議案

西　尾　市

令和８年西尾市議会１２月定例会議案目次

議案番号	件名	ページ
諮問第　２　号	人権擁護委員の推薦について	1
議案第１０５号	西尾市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第１０６号	西尾市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第１０７号	西尾市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第１０８号	西尾市立保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第１０９号	西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	１１
議案第１１０号	西尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	２１
議案第１１１号	西尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	３８
議案第１１２号	西尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	４０

議案番号	件名	ページ
議案第１１３号	西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	４３
議案第１１４号	西尾市生涯学習センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	４６
議案第１１５号	踏切道新設工事に関する協定の変更協定の締結について	５０
議案第１１６号	工事請負契約の変更について	５１
議案第１１７号	土地の処分について	５２
議案第１１８号	財産の無償貸付けについて	５３
議案第１１９号	負担付きの寄附の受納について	５４
議案第１２０号	損害賠償の額の決定について	５５
議案第１２１号	西尾市総合福祉センターの指定管理者の指定について	５６
議案第１２２号	西尾市子育て・多世代交流プラザの指定管理者の指定について	５７
議案第１２３号	吉良恵比寿海岸駐車場の指定管理者の指定について	５８

議案番号	件名	ページ
議案第１２４号	西尾市ふれあい広場の指定管理者の指定について	５９
議案第１２５号	西尾市佐久島クラインガルテンの指定管理者の指定について	６０
議案第１２６号	西尾市一色地域交流センターの指定管理者の指定について	６１
議案第１２７号	西尾市生涯学習センターの指定管理者の指定について	６２
議案第１２８号	西尾市資料館の指定管理者の指定について	６３
議案第１２９号	西尾市立一色学びの館、西尾市立吉良図書館及び西尾市立幡豆図書館の指定管理者の指定について	６４
議案第１３０号	令和８年度西尾市一般会計補正予算（第４号）	６５
議案第１３１号	令和８年度西尾市一般会計補正予算（第５号）	７５
議案第１３２号	令和８年度西尾市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	１１５
議案第１３３号	令和８年度西尾市介護保険特別会計補正予算（第３号）	１２２
議案第１３４号	令和８年度西尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	１３７

諮問第　２　号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、意見を求める。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

氏　　名	住　　所	生　年　月　日
原　田　依　子	西尾市西幡豆町[redacted]	[redacted]
山 口 留 美 子	西尾市今川町[redacted]	[redacted]
外　狩　裕　子	西尾市吉良町饗庭[redacted]	[redacted]

（提案理由）　人権擁護委員　山﨑典子　令和８年９月３０日任期満了、深見敏、外狩裕子　令和９年３月３１日任期満了のため。

（根拠法令）　人権擁護委員法第６条第３項

議案第１０５号

西尾市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第４５号）が公布されたこと等に伴い、条例改正の必要が生じたため。

西尾市行政手続条例の一部を改正する条例

第１条　西尾市行政手続条例（平成９年西尾市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（不利益処分をしようとする場合の手続） 第13条　［略］ ２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。	（不利益処分をしようとする場合の手続） 第13条　［略］ ２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 ⑴～⑷　［略］
（聴聞の主宰） 第19条　聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。 ２　次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　前３号に規定する者であった者 ⑸　第１号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人 ⑹　［略］	（聴聞の主宰） 第19条　聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。 ２　次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　前３号に規定する者であったことのある者 ⑸　第１号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人 ⑹　［略］

第２条　西尾市行政手続条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（聴聞の主宰） 第19条　［略］ ２　次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　第１号に規定する者の未成年後見人、	（聴聞の主宰） 第19条　［略］ ２　次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　第１号に規定する者の後見人、後見監

未成年後見監督人、補助人又は補助監督人	督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
⑹　［略］	⑹　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例中第１条の規定は、公布の日から、第２条の規定は、民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第４５号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　民法等改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する成年後見人及び成年後見監督人並びに民法等改正法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する保佐人及び保佐監督人については、第２条の規定による改正後の西尾市行政手続条例第１９条第２項第５号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第１０６号

西尾市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　吉良恵比寿海岸駐車場使用料を改定するため。

西尾市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

西尾市使用料及び手数料条例（昭和３９年西尾市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１公の施設の利用の部吉良恵比寿海岸駐車場使用料の項中「３，６６０円」を「４，０００円」に、「２，０９０円」を「２，５００円」に、「８３０円」を「１，０００円」に、「２００円」を「３００円」に、「７，８５０円」を「８，５００円」に、「３，１４０円」を「３，５００円」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１０７号

西尾市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　宮崎漁港駐車場使用料を改定するため。

西尾市漁港管理条例の一部を改正する条例

西尾市漁港管理条例（平成４年西尾市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後

別表第２（第12条関係）

漁港施設	区分		単位	使用料等
［略］				
宮崎漁港駐車場	７月・８月に利用する場合	大型バス	１回につき	4,000
		マイクロバス	定期（月額）	8,500
			１回につき	2,500
		普通自動車	定期（月額）	3,500
			１回につき	1,000
		二輪車	１回につき	300
［略］				

備考

１～９　［略］

10　普通自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第１に定める普通自動車又は小型自動車のうち、前３項に掲げる自動車以外のもの及び軽自動車をいう。

改正前

別表第２（第12条関係）

漁港施設	区分		単位	使用料等
［略］				
宮崎漁港駐車場	７月・８月に利用する場合	大型バス	１回につき	3,660
		マイクロバス	定期（月額）	7,850
			１回につき	2,090
		普通自動車	定期（月額）	3,140
			１回につき	830
		二輪車	１回につき	200
［略］				

備考

１～９　［略］

10　普通自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第１に定める普通自動車のうち、前３項に掲げる自動車以外のもの及び軽自動車をいう。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、別表備考の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第１０８号

西尾市立保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市立保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　見影保育園を廃止するため。

西尾市立保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

西尾市立保育所設置及び管理等に関する条例（昭和５２年西尾市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>［略］</td><td></td></tr><tr><td>西尾市立
幡豆保育園</td><td>西尾市西幡豆町前田35
番地</td></tr><tr><td>西尾市立
鳥羽保育園</td><td>西尾市鳥羽町古新田16
番地38</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>［略］</td><td></td></tr><tr><td>西尾市立
幡豆保育園</td><td>西尾市西幡豆町前田35
番地</td></tr><tr><td><u>西尾市立
見影保育園</u></td><td><u>西尾市西幡豆町北岡割
１番地</u></td></tr><tr><td>西尾市立
鳥羽保育園</td><td>西尾市鳥羽町古新田16
番地38</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１０９号

西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第１０４号）等が公布等されたことに伴い、条例改正の必要が生じたため。

西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年西尾市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号又は同条第12項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合<u>若しくは同条第10項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合</u>にあっては、満３歳に満たない者及び当該満３歳以上の児童）をいう。 ⑷～⑼　［略］	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号又は同条第12項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満３歳に満たない者及び当該満３歳以上の児童）をいう。 ⑷～⑼　［略］
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳

以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	⑶　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２～６　［略］	２～６　［略］
７　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模	７　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認

保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。	めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
（児童対象性暴力等の防止）	
第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第13条　削除
（家庭的保育事業所等内部の規程）	（家庭的保育事業所等内部の規程）
第18条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第18条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴～⑸　［略］	⑴～⑸　［略］
⑹　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）	⑹　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
⑺～⑾　［略］	⑺～⑾　［略］
第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。	第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。
（職員）	（職員）
第29条　［略］	第29条　［略］
２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。	２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。

⑴～⑶　［略］ ⑷　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号又は第３号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人 ⑸　［略］	⑴～⑶　［略］ ⑷　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人 ⑸　［略］
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士	

（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（職員） 第31条　［略］	（職員） 第31条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（利用定員） 第35条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。	（利用定員） 第35条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条　［略］	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等	

を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条　［略］	（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育	

事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用） 第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第４号において同じ。）」とする。	（準用） 第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号並びに第33条第４号及び第５号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。
附　則 （連携施設に関する経過措置） ４　家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	附　則 （連携施設に関する経過措置） ４　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） ７　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認	（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） ７　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認

定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第２項各号又は第44条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。	定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第２項各号又は第44条第２項各号に定める数の合計数が１となる時は、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
10　前２項の規定を適用する時は、保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第３項若しくは第４項若しくは第44条第３項若しくは第４項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２項の規定の適用がないものとした場合の第29条第２項又は第44条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。	10　前２項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、第29条第３項若しくは第44条第３項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第29条第２項又は第44条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

（西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年西尾市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年３月31日までの間、この条例による改正後の西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第	２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の西

２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 ３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の西尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の規定による第１３条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第１１０号

西尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和８年内閣府令第３号）等が施行されたことに伴い、条例改正の必要が生じたため。

西尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年西尾市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第４条） 第２節　運営に関する基準（第５条―第34条） 第３節　特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第37条） 第２節　運営に関する基準（第38条―第50条） 第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第51条―第52条） 第４章　雑則（第53条） 附則 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。 ⑹の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。	目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第４条） 第２節　運営に関する基準（第５条―第34条） 第３節　特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準（第37条） 第２節　運営に関する基準（第38条―第50条） 第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） 第４章　雑則（第53条） 附則 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業をいう。

⑺～⑾　［略］	⑺～⑾　［略］
⑾の２　教育認定子ども　法第27条第１項に規定する教育認定子どもをいう。	
⑾の３　満３歳以上保育認定子ども　法第27条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。	
⑾の４　保育認定子ども　法第29条第２項に規定する保育認定子どもをいう。	
⑿～㉙　［略］	⑿～㉙　［略］
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第６条　［略］	第６条　［略］
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４・５　［略］	４・５　［略］

（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　［略］ ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定こどもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条　［略］ ２・３　［略］ ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）　教育認定子ども　77,101円 （イ）　満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円） イ　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　［略］ ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条　［略］ ２・３　［略］ ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円 （イ）　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円） イ　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳

以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)	以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
(ア)　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども(そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。)である者	(ア)　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども(そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。)である者
(イ)　満３歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	(イ)　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。)である者
ウ　［略］	ウ　［略］
⑷・⑸　［略］	⑷・⑸　［略］
５・６　［略］	５・６　［略］
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子	第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第

どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは、「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは、「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」と

する。	あるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同条第１号に掲げる」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる」とある

掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。	のは「当該特定教育・保育施設の同条第１号に掲げる」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。
第37条　[略]	第37条　[略]
２　特定地域型保育事業者(満３歳以上限定小規模保育事業者(満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。)を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 ⑴　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 ⑵　事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第６条の３第12項第１号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
３　特定地域型保育事業者(満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごと	

に、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。	
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条　［略］	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条　［略］
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	
４　前２項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	３　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し	４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子

自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第40条　［略］	第40条　［略］
2　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
⑴　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	⑴　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

⑵　［略］	⑵　［略］
⑶　当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	⑶　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
２～６　［略］	２～６　［略］
７　前項（同項第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。	７　前項（同項第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。	
９～12　［略］	８～11　［略］
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

２～６　［略］	２～６　［略］
（運営規程）	（運営規程）
第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴～⑹　［略］	⑴～⑹　［略］
⑺　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。）	⑺　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第２項に規定する選考の方法を含む。）
⑻～⑾　［略］	⑻～⑾　［略］
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第47条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第47条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
３　［略］	３　［略］
（記録の整備）	（記録の整備）
第49条　［略］	第49条　［略］
２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴～⑸　［略］	⑴～⑸　［略］
（準用）	（準用）
第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除	第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定

く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第１項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、

子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型

第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第52条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第３項、第39条第３項及び第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象と

認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第51条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第３項中「第19条第２号」とあるのは「第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第２号」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。	
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項の規定によ	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用してい

り特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	る同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１１号

西尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第１０４号）が公布されたことに伴い、条例改正の必要が生じたため。

西尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年西尾市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第13条　［略］ （児童対象性暴力等の防止） 第13条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 （衛生管理等） 第14条　［略］ ２・３　［略］	（虐待等の禁止） 第13条　［略］ <

議案第１１２号

西尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第９０号）が公布されたことに伴い、条例改正の必要が生じたため。

西尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年西尾市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員） 第10条　［略］ ２　［略］ ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの又は速やかに修了することを予定しているもの（第１号、第２号又は第４号のいずれかに該当するものに限る。）でなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑵の２　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ⑶　［略］ ⑶の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を修了した者 エ　外国の大学を卒業した者	（職員） 第10条　［略］ ２　［略］ ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの又は速やかに修了することを予定しているもの（第１号、第２号又は第４号のいずれかに該当するものに限る。）でなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　［略］

⑷～⑽　［略］ ４・５　［略］	⑷～⑽　［略］ ４・５　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１１３号

西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　一色地域交流センターの機能を充実させ、利用者の利便性を向上させるため。

西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成２５年西尾市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後

別表第１（第９条関係）

利用区分		午前 午前９時～午後１時	午後 午後１時～午後５時	夜間 午後５時～午後９時	全日 午前９時～午後９時
一色地域交流センター	［略］				
	コンベンションホール	1,390	1,390	1,390	4,170
	研修室１	510	510	510	1,530
	研修室２	370	370	370	1,110
	研修室３	300	300	300	900
	和室	510	510	510	1,530
	工作室	480	480	480	1,440
	茶室	730	730	730	2,190
	［略］				
	和室（プラザ）	360	360	360	1,080
	［略］				
［略］					

備考

１・２　［略］

３　市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が地域交流センターを利用する場合の使用料は、この表に定める額の1.5倍の額とする。ただし、前２項の規定に該当する場合は、それぞれの項により算出した額の1.5倍の額とする。

改正前

別表第１（第９条関係）

利用区分		午前 午前９時～午後１時	午後 午後１時～午後５時	夜間 午後５時～午後９時	全日 午前９時～午後９時
一色地域交流センター	［略］				
	コンベンションホール	1,390	1,390	1,390	4,170
	［略］				
	和室	360	360	360	1,080
	［略］				
［略］					

備考

１・２　［略］

３　市内に在住し、在勤し又は在学する者以外の者が地域交流センターを利用する場合の使用料は、この表に定める額の1.5倍の額とする。ただし、前２項の規定に該当する場合は、それぞれの項により算出した額の1.5倍の額とする。

4　利用時間を延長して利用する場合の使用料は、当該利用区分に係る使用料に相当する額とする。	4　利用時間を延長して利用する場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に相当する額とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に西尾市一色町公民館において次項の規定による改正前の西尾市公民館の設置及び管理に関する条例（平成９年西尾市条例第２４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（西尾市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3　西尾市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１西尾市一色町公民館の項を削る。

別表第２西尾市一色町公民館の部を削る。

議案第１１４号

西尾市生涯学習センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西尾市生涯学習センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

（提案理由）　西尾市生涯学習センターの名称等を変更するため。

西尾市生涯学習センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

西尾市生涯学習センターの管理に関する条例（令和７年西尾市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西尾市未来共生センターの管理に関する条例

第１条中「西尾市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）」を「西尾市未来共生センター（以下「未来共生センター」という。）」に改める。

第２条から第４条まで、第６条から第１３条まで及び第１６条から第１８条までの規定中「生涯学習センター」を「未来共生センター」に改める。

附則第３項中「西尾市生涯学習センター」を「西尾市未来共生センター」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１３条関係）

施設使用料

利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前９時～午後１時	午後１時～午後５時	午後５時～午後９時	午前９時～午後９時
多目的ホールＡ	円 880	円 880	円 880	円 2,640
多目的ホールＢ	950	950	950	2,850
ルーム１	300	300	300	900
ルーム２	310	310	310	930
ルーム３Ａ	530	530	530	1,590
ルーム３Ｂ	560	560	560	1,680
ルーム４Ａ	440	440	440	1,320
ルーム４Ｂ	460	460	460	1,380
ルーム４Ｃ	470	470	470	1,410

備考

１　入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催事等を行う場合の使用料は、この表に定める額の２倍の額とする。

２　物品の販売等営利、営業及び宣伝の目的で未来共生センターを利用する場合の使用料は、この表に定める額の２倍の額とする。

３　市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が未来共生センターを利用する場合の使用料は、この表に定める額の１．５倍の額とする。ただし、前２項の規定に該当する場合は、それぞれの項により算出した額の１．５倍の額とする。

４　利用時間を延長して利用する場合の使用料は、当該利用区分に係る使用料に相当する額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１５号

踏切道新設工事に関する協定の変更協定の締結について

下記のように踏切道新設工事に関する協定の変更協定を締結する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　協定の目的　踏切道新設工事
２　協定の金額　変更前　２億６，０２０万円
　　変更後　２億３，４９９万円
３　協定の相手方　名古屋市中村区名駅四丁目８番２６号
　　名古屋鉄道株式会社
　　取締役社長　髙　﨑　裕　樹

（提案理由）　市道細池須脇６号線において、名古屋鉄道株式会社へ委託している踏切道新設工事に関する協定について、協定の金額の変更に伴う変更協定を締結するため。

（根拠法令）　西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条

議案第１１６号

工事請負契約の変更について

下記のように工事請負契約を変更する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　契約の目的　校舎改築電気設備工事
２　契約の方法　一般競争入札
３　契約の金額　変更前　３５５，７１８，０００円
　　変更後　３８９，１８４，４００円
４　契約の相手方　西尾市八ツ面町新御堂５３番地１
　　株式会社ミナト電機
　　代表取締役　宮　地　雅　浩

（提案理由）　吉良中学校の校舎改築電気設備工事の施行に伴い、工事請負契約を変更する必要が生じたため。

（根拠法令）　西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条

議案第１１７号

土地の処分について

下記のように土地を売却する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　土地の表示
　⑴　所　在　地　西尾市吉良町荻原川畑１４番１
　⑵　地　　目　宅地
　⑶　地　　積　６，７６２．７７平方メートル
２　売却方法　一般競争入札
３　売却価格　９１，９０６，０００円
４　売却の相手方　西尾市寄住町下田１５番地
　　西三河農業協同組合
　　代表理事組合長　都　築　敏　和

（提案理由）　旧吉良支所及び旧吉良町公民館跡地を売却するため。

（根拠法令）　西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条

議案第１１８号

財産の無償貸付けについて

下記のように財産を無償で貸し付ける。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　貸　付　財　産
　⑴　種　　類　土地
　⑵　所　在　地　西尾市吉良町岡山石流１１番３
　⑶　地　　目　雑種地
　⑷　地　　積　２２２平方メートル
２　貸付けの相手方　名古屋市東区東新町１番地
　　中部電力パワーグリッド株式会社
　　用地部長　矢　野　行　照
３　貸　付　期　間　土地使用貸借契約を締結した日から電線路支持物（鉄塔）及び電線路の撤去が完了した日まで

（提案理由）　広域ごみ処理施設整備・運営事業において、市所有の土地を無償で貸し付けるため。

（根拠法令）　地方自治法第９６条第１項第６号

議案第１１９号

負担付きの寄附の受納について

下記のように負担付きの寄附を受納する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　寄附を受ける土地

⑴　所　　在　　地　西尾市吉良町岡山石流１１番３

⑵　地　　目　雑種地

⑶　地　　積　２２２平方メートル

２　寄　　附　　者　名古屋市東区東新町１番地
中部電力パワーグリッド株式会社
用地部長　矢　野　行　照

３　本　市　の　負　担　寄附を受ける土地に、中部電力パワーグリッド株式会社が所有する広域ごみ処理施設整備・運営事業に必要となる特別高圧線の引込み用電線路支持物（鉄塔）が存在すること。

（提案理由）　広域ごみ処理施設整備・運営事業において、負担付きの土地の寄附を受納するため。

（根拠法令）　地方自治法第９６条第１項第９号

議案第１２０号

損害賠償の額の決定について

西尾市は、西尾市立吉良中学校普通教室等空調設備賃貸借契約の契約期間の短縮に伴い、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　相手方

名古屋市中村区平池町四丁目６０番地９　大和ハウス名古屋ビル１５階

大和リース株式会社　名古屋支社

支社長　宮　川　　聖

２　概要

西尾市立吉良中学校普通教室等空調設備賃貸借契約の契約期間の満了日を令和１２年３月３１日から令和９年３月３１日に変更することに伴い、契約金額のうち建築工事費の支払残額に相当する額の解約金を支払う必要が生じたもの。

３　損害賠償の額

２４，０７６，８００円

（提案理由）　損害賠償の額を決定するため。

（根拠法令）　地方自治法第９６条第１項第１３号

議案第１２１号

西尾市総合福祉センターの指定管理者の指定について

下記のように指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　施設の名称　西尾市総合福祉センター
２　指定管理者　西尾市花ノ木町２丁目１番地
　　社会福祉法人西尾市社会福祉協議会
　　会長　石　川　貞　夫
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）　西尾市総合福祉センターの指定管理者を指定するため。

（根拠法令）　地方自治法第２４４条の２第６項

議案第１２２号

西尾市子育て・多世代交流プラザの指定管理者の指定について

下記のように指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　施設の名称　西尾市子育て・多世代交流プラザ
２　指定管理者　西尾市道光寺町東縄６５番地
株式会社エムアイシーグループ・株式会社図書館流通センター
代表団体　西尾市道光寺町東縄６５番地
株式会社エムアイシーグループ
代表取締役　三　浦　康　太　郎
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）　西尾市子育て・多世代交流プラザの指定管理者を指定するため。

（根拠法令）　地方自治法第２４４条の２第６項

議案第１２３号

吉良恵比寿海岸駐車場の指定管理者の指定について

下記のように指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　施設の名称　吉良恵比寿海岸駐車場
２　指定管理者　西尾市吉良町宮崎宮前５８番地
　　宮崎町内会
　　会長　尾　﨑　有　隆
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）　吉良恵比寿海岸駐車場の指定管理者を指定するため。

（根拠法令）　地方自治法第２４４条の２第６項

議案第１２４号

西尾市ふれあい広場の指定管理者の指定について

下記のように指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　施設の名称　西尾市ふれあい広場
２　指定管理者　豊川市千歳通四丁目１８番地
　　アイレクスグループ共同事業体
　　代表団体　豊川市千歳通四丁目１８番地
　　アイレクススポーツライフ株式会社
　　代表取締役　笠　原　盛　泰
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）　西尾市ふれあい広場の指定管理者を指定するため。

（根拠法令）　地方自治法第２４４条の２第６項

議案第１２５号

西尾市佐久島クラインガルテンの指定管理者の指定について

下記のように指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　施設の名称　西尾市佐久島クラインガルテン
２　指定管理者　西尾市一色町佐久島西側４１番地
　　島を美しくつくる会
　　会長　鈴　木　喜　代　司
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）　西尾市佐久島クラインガルテンの指定管理者を指定するため。

（根拠法令）　地方自治法第２４４条の２第６項

議案第１２６号

西尾市一色地域交流センターの指定管理者の指定について

下記のように指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　施設の名称　西尾市一色地域交流センター
２　指定管理者　西尾市道光寺町東縄６５番地
　　株式会社エムアイシーグループ・株式会社図書館流通センター
　　代表団体　西尾市道光寺町東縄６５番地
　　株式会社エムアイシーグループ
　　代表取締役　三　浦　康　太　郎
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）　西尾市一色地域交流センターの指定管理者を指定するため。

（根拠法令）　地方自治法第２４４条の２第６項

議案第１２７号

西尾市生涯学習センターの指定管理者の指定について

下記のように指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　施設の名称　西尾市生涯学習センター
２　指定管理者　西尾市道光寺町東縄６５番地
株式会社エムアイシーグループ・株式会社まなぶ・特定非営利活動法人やらまいか人まちサポート
代表団体　西尾市道光寺町東縄６５番地
株式会社エムアイシーグループ
代表取締役　三　浦　康　太　郎
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）　西尾市生涯学習センターの指定管理者を指定するため。

（根拠法令）　地方自治法第２４４条の２第６項

議案第１２８号

西尾市資料館の指定管理者の指定について

下記のように指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　施設の名称　西尾市資料館
２　指定管理者　西尾市道光寺町東縄６５番地
　　株式会社エムアイシーグループ・株式会社図書館流通センター
　　代表団体　西尾市道光寺町東縄６５番地
　　株式会社エムアイシーグループ
　　代表取締役　三　浦　康　太　郎
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）　西尾市資料館の指定管理者を指定するため。

（根拠法令）　地方自治法第２４４条の２第６項

議案第１２９号

西尾市立一色学びの館、西尾市立吉良図書館及び西尾市立幡豆図書館の指定管理者の指定について

下記のように指定管理者を指定する。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

記

１　施設の名称　西尾市立一色学びの館、西尾市立吉良図書館及び西尾市立幡豆図書館

２　指定管理者　西尾市道光寺町東縄６５番地
株式会社エムアイシーグループ・株式会社図書館流通センター
代表団体　西尾市道光寺町東縄６５番地
株式会社エムアイシーグループ
代表取締役　三　浦　康　太　郎

３　指定の期間　⑴　西尾市立一色学びの館及び西尾市立吉良図書館
令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
⑵　西尾市立幡豆図書館
令和９年４月１日から令和１３年３月３１日まで

（提案理由）　西尾市立一色学びの館、西尾市立吉良図書館及び西尾市立幡豆図書館の指定管理者を指定するため。

（根拠法令）　地方自治法第２４４条の２第６項

議案第１３０号

令和８年度西尾市一般会計補正予算（第４号）

令和８年度西尾市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,291,429千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
16 国 庫 支 出 金		11,029,664	506	11,030,170
	2 国　庫　補　助　金	2,544,761	506	2,545,267
歳　入　合　計		77,290,923	506	77,291,429

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総　　務　　費		8,835,782	506	8,836,288
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	360,792	506	361,298
歳　　出　　合　　計		77,290,923	506	77,291,429

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	11,029,664	506	11,030,170
歳入合計	77,290,923	506	77,291,429

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	8,835,782	506	8,836,288
歳出合計	77,290,923	506	77,291,429

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国・県支出金	地方債	その他	
506			0
506			0

２　歳　　入

16款　国庫支出金

2項　　国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1　総務費国庫補助金	384,620	506	385,126
計	2,544,761	506	2,545,267

16 款　国庫支出金　　（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 戸籍住民基本台帳費補助金	506	通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金

3　歳　出

2款　　総　務　費　　3項　戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	360,792	506	361,298	506				
				506				
計	360,792	506	361,298	506				

2款 3項　戸籍住民基本台帳費　（単位：千円）

節		説明		
区分	金額			
12 委託料	506	2 窓口事務事業(市民課)	506	
		(5) マイナンバー関係事業	506	
		12 委託料	506	
		マイナンバーコールセンター業務委託料		506

議案第１３１号

令和８年度西尾市一般会計補正予算（第５号）

令和８年度西尾市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,269,149千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,560,578千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　既定の繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　既定の債務負担行為の追加は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　既定の地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 市　　税		32,640,507	500,000	33,140,507
	1 市　民　税	13,610,638	500,000	14,110,638
14 分担金及び負担金		177,326	△5,082	172,244
	1 負　担　金	177,326	△5,082	172,244
16 国 庫 支 出 金		11,030,170	197,474	11,227,644
	1 国　庫　負　担　金	8,449,831	158,310	8,608,141
	2 国　庫　補　助　金	2,545,267	39,164	2,584,431
17 県　支　出　金		6,299,202	99,586	6,398,788
	1 県　負　担　金	2,782,147	76,850	2,858,997
	2 県　補　助　金	3,027,287	22,736	3,050,023
18 財　産　収　入		475,253	103,564	578,817
	1 財　産　運　用　収　入	213,897	3,278	217,175
	2 財　産　売　払　収　入	261,356	100,286	361,642
19 寄　　附　　金		3,019,229	308,461	3,327,690
	1 寄　附　金	3,019,229	308,461	3,327,690
20 繰　　入　　金		3,107,914	△33,015	3,074,899
	1 基　金　繰　入　金	3,047,596	△33,015	3,014,581
22 諸　　収　　入		1,802,675	54,161	1,856,836
	5 雑　入	1,236,464	54,161	1,290,625
23 市　　債		6,671,000	44,000	6,715,000
	1 市　債	6,671,000	44,000	6,715,000
歳　入　合　計		77,291,429	1,269,149	78,560,578

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総　務　費		8,836,288	216,663	9,052,951
	1 総　務　管　理　費	7,398,797	202,411	7,601,208
	2 徴　税　費	846,777	6,139	852,916
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	361,298	8,113	369,411
3 民　生　費		28,968,413	473,764	29,442,177
	1 社　会　福　祉　費	13,498,648	425,386	13,924,034
	2 児　童　福　祉　費	13,607,126	33,209	13,640,335
	3 生　活　保　護　等　費	1,862,639	15,169	1,877,808
4 衛　生　費		8,511,648	154,809	8,666,457
	1 保　健　衛　生　費	4,177,189	6,853	4,184,042
	2 清　掃　費	4,105,530	147,956	4,253,486
5 労　働　費		69,913	450	70,363
	1 労　働　諸　費	69,913	450	70,363
6 農 林 水 産 業 費		2,035,821	19,422	2,055,243
	1 農　業　費	479,227	19,298	498,525
	4 土　地　改　良　費	1,444,514	124	1,444,638
7 商　工　費		1,901,166	0	1,901,166
	1 商　工　費	1,901,166	0	1,901,166
8 土　木　費		5,165,513	4,748	5,170,261
	2 道　路　橋　梁　費	1,481,507	2,500	1,484,007
	6 住　宅　費	324,096	2,248	326,344
10 教　育　費		14,927,623	△797	14,926,826
	1 教　育　総　務　費	2,469,051	△5,831	2,463,220
	2 小　学　校　費	2,684,293	0	2,684,293
	3 中　学　校　費	4,680,041	90	4,680,131
	5 社　会　教　育　費	3,297,044	1,544	3,298,588
	6 保　健　体　育　費	1,453,642	3,400	1,457,042
14 予　備　費		150,653	400,090	550,743
	1 予　備　費	150,653	400,090	550,743
歳　出　合　計		77,291,429	1,269,149	78,560,578

第２表　繰越明許費補正

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人件費（会計年度任用職員）	3,279
2 総務費	1 総務管理費	防犯対策事業	26,800
2 総務費	1 総務管理費	名鉄西尾・蒲郡線対策事業	18,000
4 衛生費	2 清掃費	ごみ処理焼却事業	132,700
4 衛生費	2 清掃費	リサイクル事業	4,510
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業（市単独分）	31,000
8 土木費	4 港湾費	漁港施設機能強化事業	77,500

第３表　債務負担行為補正

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
市民公募事業に要する経費	令和８年度 ～ 令和９年度	5,000
新産業創出人材育成事業に要する経費	令和８年度 ～ 令和９年度	16,500
道路側溝舗装補修工事に要する経費	令和８年度 ～ 令和９年度	70,000

第４表　地方債補正

（単位：千円）

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
ごみ処理施設整備事業	161,400	204,200
道路整備事業	317,300	318,500
計	6,671,000	6,715,000

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	32,640,507	500,000	33,140,507
14 分担金及び負担金	177,326	△5,082	172,244
16 国庫支出金	11,030,170	197,474	11,227,644
17 県支出金	6,299,202	99,586	6,398,788
18 財産収入	475,253	103,564	578,817
19 寄附金	3,019,229	308,461	3,327,690
20 繰入金	3,107,914	△33,015	3,074,899
22 諸収入	1,802,675	54,161	1,856,836
23 市債	6,671,000	44,000	6,715,000
歳入合計	77,291,429	1,269,149	78,560,578

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	8,836,288	216,663	9,052,951
3 民生費	28,968,413	473,764	29,442,177
4 衛生費	8,511,648	154,809	8,666,457
5 労働費	69,913	450	70,363
6 農林水産業費	2,035,821	19,422	2,055,243
7 商工費	1,901,166	0	1,901,166
8 土木費	5,165,513	4,748	5,170,261
10 教育費	14,927,623	△797	14,926,826
14 予備費	150,653	400,090	550,743
歳出合計	77,291,429	1,269,149	78,560,578

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国・県支出金	地方債	その他	
35,876		27,060	153,727
239,180		941	233,643
880	42,800	△33,797	144,926
		100	350
19,298			124
		1,800	△1,800
1,826	1,200		1,722
		15,218	△16,015
			400,090
297,060	44,000	11,322	916,767

2　歳　　入

1款　市税

1項　　市民税

目	補正前の額	補正額	計
1　個　　人	11,563,877	500,000	12,063,877
計	13,610,638	500,000	14,110,638

14款　分担金及び負担金

1項　　負担金

2　衛生費負担金	69,493	△5,082	64,411
計	177,326	△5,082	172,244

16款　国庫支出金

1項　　国庫負担金

1　民生費国庫負担金	8,332,723	158,310	8,491,033
計	8,449,831	158,310	8,608,141

2項　　国庫補助金

1　総務費国庫補助金	385,126	35,876	421,002
2　民生費国庫補助金	629,006	2,408	631,414
3　衛生費国庫補助金	101,528	880	102,408
計	2,545,267	39,164	2,584,431

1 款　市税
14 款　分担金及び負担金
16 款　国庫支出金

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 現年課税分	500,000	普通徴収	300,000
		特別徴収	200,000

1 清掃費負担金	△5,082	岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設負担金	

1 社会福祉費負担金	137,205	特別障害者手当等負担金	4,609
		障害者自立支援給付費負担金	132,596
2 児童福祉費負担金	21,105	母子福祉費負担金	3,047
		障害児入所給付費（医療費）等国庫負担金	18,058

1 総務管理費補助金	28,864	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
2 戸籍住民基本台帳費補助金	7,012	通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金
1 社会福祉費補助金	2,408	地域生活支援事業費補助金
2 清掃費補助金	880	循環型社会形成推進交付金

17款　県支出金

1項　県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1　民生費県負担金	2,781,359	76,850	2,858,209
計	2,782,147	76,850	2,858,997

2項　県補助金

2　民生費県補助金	985,049	1,612	986,661
4　農林水産業費県補助金	743,117	19,298	762,415
6　土木費県補助金	149,218	1,826	151,044
計	3,027,287	22,736	3,050,023

18款　財産収入

1項　財産運用収入

2　利子及び配当金	180,025	3,278	183,303
計	213,897	3,278	217,175

2項　財産売払収入

1　不動産売払収入	5,000	100,286	105,286
計	261,356	100,286	361,642

19款　寄附金

1項　寄附金

1　一般寄附金	1,797,500	262,320	2,059,820

17 款　県支出金
18 款　財産収入
19 款　寄附金

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費負担金	66,298	障害者自立支援給付費負担金	
2 児童福祉費負担金	10,552	母子福祉費負担金	1,523
		障害児入所給付費（医療費）等県費負担金	9,029

1 社会福祉費補助金	1,612	愛知県特別障害者手当等支給費補助金	408
		地域生活支援事業費補助金	1,204
1 農業費補助金	19,298	麦類生産技術向上事業費補助金	
1 道路橋梁費補助金	1,826	道路新設改良事業費補助金	

1 利子及び配当金	3,278	教育振興基金積立金利子収入	2,189
		学校教育振興大嶽基金配当金	1,089

1 土地売払収入	100,286	

1 一般寄附金	262,320	一般寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費寄附金	210,000	10,560	220,560
3 民生費寄附金	285,351	941	286,292
4 衛生費寄附金	147,500	4,800	152,300
5 商工費寄附金	92,500	17,900	110,400
7 教育費寄附金	486,377	11,940	498,317
計	3,019,229	308,461	3,327,690

20款　繰入金

1項　基金繰入金

2 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	2,780	500	3,280
7 広域新焼却施設整備基金繰入金	227,238	△33,515	193,723
計	3,047,596	△33,015	3,014,581

22款　諸収入

5項　雑入

6 雑入	1,081,479	600	1,082,079
7 過年度収入	1	53,561	53,562
計	1,236,464	54,161	1,290,625

19 款　寄附金
20 款　繰入金
22 款　諸収入

（単位：千円）

節 区分	金額	説明	
1 総務費寄附金	10,560	防災に対する指定寄附金	4,340
		佐久島振興に対する指定寄附金	5,220
		人口減少対策に対する指定寄附金	1,000
2 児童福祉費寄附金	941	子育て支援に対する指定寄附金	
1 保健衛生費寄附金	4,800	市民病院に対する指定寄附金	
1 商工費寄附金	17,900	商工振興に対する指定寄附金	
1 教育総務費寄附金	1,720	教育振興推進に対する指定寄附金	
2 社会教育費寄附金	2,920	西尾城跡整備に対する指定寄附金	
3 保健体育費寄附金	7,300	スポーツ振興に対する指定寄附金	

1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	500	
1 広域新焼却施設整備基金繰入金	△33,515	

4 労働費雑入	600	首都圏人材確保支援事業補助金返還金
1 過年度収入	53,561	過年度収入

23款　市債

1項　市債

目	補正前の額	補正額	計
3　衛　生　債	394,000	42,800	436,800
5　土　木　債	608,900	1,200	610,100
計	6,671,000	44,000	6,715,000

23 款　市債　　（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 清　掃　債	42,800	ごみ処理施設整備事業
1 道路橋梁債	1,200	道路整備事業

3 歳　出

2款　総　務　費　　1項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	679,845	9,145	688,990					9,145
								9,145
2 防災費	744,851	3,960	748,811				4,340	△380
							2,250	1,710
							2,090	△2,090
6 企画費	1,637,406	141,096	1,778,502				17,500	123,596
								124,596
							16,500	
							1,000	△1,000
9 交通防犯対策費	93,671	30,079	123,750	28,864				1,215
				2,064				1,215
				26,800				

節 区分	金額	説明			
10 需用費	7,945	3 庁舎管理事業(総務課)	9,145		
		10 需用費		7,945	
11 役務費	1,200	光熱水費			7,945
		11 役務費		1,200	
		通信運搬費			1,200
14 工事請負費	3,960	3 防災行政無線管理事業(危機管理課)	3,960		
		14 工事請負費		3,960	
		西尾市防災行政無線拡声子局移設工事			3,960
		10 津波防災対策事業(危機管理課)			
		(財源更正)			
11 役務費	534	6 ふるさと納税推進事務(秘書政策課)	124,596		
		11 役務費		534	
12 委託料	84,848	通信運搬費			△1,172
		手数料			1,706
13 使用料及び賃借料	39,214	12 委託料		84,848	
		ふるさと納税推進業務委託料			84,848
24 積立金	16,500	13 使用料及び賃借料		39,214	
		ソフト使用料			39,214
		7 まち・ひと・しごと創生基金積立事業(秘書政策課)	16,500		
		24 積立金		16,500	
		まち・ひと・しごと創生基金積立金			16,500
		9 人口減少対策プロモーション事業(秘書政策課)			
		(財源更正)			
1 報酬	2,499	1 人件費(危機管理課)	3,279		
		(91) 会計年度任用職員（7人）		3,279	
3 職員手当等	630	1 報酬		2,499	
		パートタイム会計年度任用職員報酬			2,499
8 旅費	150	3 職員手当等		630	
		パートタイム会計年度任用職員期末勤勉手当			630
12 委託料	250	8 旅費		150	
		パートタイム会計年度任用職員費用弁償			150
18 負担金、補助及び交付金	26,550	3 防犯対策事業(危機管理課)	26,800		
		12 委託料		250	
		チラシ作成業務委託料			250
		18 負担金、補助及び交付金		26,550	
		防犯用具等購入費補助金			26,550

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
13 地域振興費	928,238	18,000	946,238					18,000
								18,000
14 離島振興費	102,134	131	102,265				5,220	△5,089
								131
							1,800	△1,800
							3,420	△3,420
計	4,186,145	202,411	4,388,556	28,864			27,060	146,487

2款　総務費　　2項　徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 賦課事務費	487,161	395	487,556					395
								395
2 収納事務費	359,616	5,744	365,360					5,744
								1,291
								4,453
計	846,777	6,139	852,916					6,139

2款 1項　総務管理費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
18 負担金、補助及び交付金	18,000	10 名鉄西尾・蒲郡線対策事業(地域つながり課)	18,000	
		18 負担金、補助及び交付金		18,000
		名鉄上横須賀駅東改札設計業務負担金		18,000
8 旅費	131	1 人件費(佐久島振興課)	131	
		(91) 会計年度任用職員（4人）		131
		8 旅費		131
		パートタイム会計年度任用職員費用弁償		131
		2 佐久島活性化事業(佐久島振興課)		
		（財源更正）		
		4 佐久島観光施設等管理運営事業(佐久島振興課)		
		（財源更正）		

2款 2項　徴税費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
1 報酬	387	1 人件費(税務課)	395	
		(91) 会計年度任用職員（12人）		395
8 旅費	8	1 報酬		387
		パートタイム会計年度任用職員報酬		387
		8 旅費		8
		パートタイム会計年度任用職員費用弁償		8
1 報酬	864	1 人件費(収納課)	1,291	
		(91) 会計年度任用職員（14人）		1,291
3 職員手当等	427	1 報酬		864
		パートタイム会計年度任用職員報酬		864
22 償還金、利子及び割引料	4,453	3 職員手当等		427
		パートタイム会計年度任用職員期末勤勉手当		427
		4 過誤納還付金・還付加算金(収納課)	4,453	
		22 償還金、利子及び割引料		4,453
		過年度還付金（固定資産税）		3,022
		還付加算金（固定資産税）		1,431

2款　総務費　　3項　戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	361,298	8,113	369,411	7,012				1,101
				7,012				1,101
計	361,298	8,113	369,411	7,012				1,101

3款　民生費　　1項　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	482,167	2,412	484,579					2,412
								2,412
2 障害者福祉費	4,822,807	334,659	5,157,466	159,821	78,014			96,824
								△217
				4,609	408			3,646
				134,957	67,479			72,433
				20,255	10,127			20,962

2款 3項　戸籍住民基本台帳費　（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明			
1 報酬	6,040	1 人件費(市民課)	8,113		
		(91) 会計年度任用職員（２５人）		8,113	
3 職員手当等	1,737	1 報酬		6,040	
		パートタイム会計年度任用職員報酬			6,040
8 旅費	336	3 職員手当等		1,737	
		パートタイム会計年度任用職員期末勤勉手当			1,737
		8 旅費		336	
		パートタイム会計年度任用職員費用弁償			336

3款 1項　社会福祉費　（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明			
22 償還金、利子及び割引料	2,412	5 生活困窮者自立支援事業(福祉課)	2,412		
		22 償還金、利子及び割引料		2,412	
		生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金			1,769
		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金			643
7 報償費	△217	2 障害者福祉事務(福祉課)	△217		
		7 報償費		△217	
19 扶助費	323,282	謝礼			△217
22 償還金、利子及び割引料	11,594	3 障害者手当等支給事業(福祉課)	8,663		
		19 扶助費		8,663	
		特別障害者等手当			6,555
		障害者扶助料			2,108
		4 障害福祉サービス事業(福祉課)	274,869		
		19 扶助費		274,108	
		日常生活用具給付費			6,817
		入浴サービス事業費			2,097
		障害福祉サービス費			265,194
		22 償還金、利子及び割引料		761	
		令和7年度障害者医療費国庫負担金返還金			507
		令和7年度障害者医療費県費負担金返還金			254
		5 障害児通所支援事業(福祉課)	51,344		
		19 扶助費		40,511	
		障害児通所給付費			40,511
		22 償還金、利子及び割引料		10,833	
		令和7年度障害児入所給付費（医療費）等国庫負担金返還金			7,222

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
(2 障害者福祉費)								
3 高齢者福祉費	575,153	4,796	579,949					4,796
								933
								720
								3,143
7 後期高齢者医療費	1,932,169	46,656	1,978,825					46,656
								46,656
8 特別会計繰出金	3,434,871	36,863	3,471,734					36,863
								36,863
計	11,247,167	425,386	11,672,553	159,821	78,014			187,551

3款　民生費　　2項　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	5,510,282	14,746	5,525,028				210	14,536
								12,760
								1,408

3款 1項　社会福祉費　（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明		
		令和7年度障害児入所給付費（医療費）等県費		3,611
		負担金返還金		
11 役務費	130	10 高齢者能力活用推進事業(長寿課)	933	
		18 負担金、補助及び交付金	933	
18 負担金、補助及び交付金	933	高齢者能力活用推進事業費補助金		933
19 扶助費	3,733	11 高齢者住宅改修助成事業(長寿課)	720	
		19 扶助費	720	
		住宅改修助成金		720
		12 介護保険低所得者対策事業(長寿課)	3,143	
		(2) 居宅介護サービス等利用者	3,143	
		11 役務費	130	
		手数料		130
		19 扶助費	3,013	
		居宅介護サービス費等利用者負担額助成金		3,013
18 負担金、補助及び交付金	46,656	4 広域連合負担金(保険年金課)	46,656	
		18 負担金、補助及び交付金	46,656	
		療養給付費負担金精算金		46,656
27 繰出金	36,863	2 介護保険特別会計繰出事業(長寿課)	36,863	
		27 繰出金	36,863	
		介護保険特別会計繰出金		36,863

3款 2項　児童福祉費　（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明		
17 備品購入費	210	2 児童福祉事務(子育て支援課)	12,760	
		22 償還金、利子及び割引料	12,760	
22 償還金、利子及び割引料	14,536	物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金		1,112
		返還金		
		令和７年度子ども・子育て支援交付金返還金		6,282
		令和７年度（令和６年度からの繰越分）出産・		5,366
		子育て応援交付金返還金		
		3 児童手当支給事業(子育て支援課)	1,408	
		22 償還金、利子及び割引料	1,408	
		令和７年度児童手当等交付金返還金		1,408

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
(1 児童福祉総務費)							210	
								368
2 保育園費	7,707,642	12,326	7,719,968	△2,150	△1,075		731	14,820
				△2,152	△1,076			3,228
							731	1,815
								9,780
				2	1			△3
3 家庭児童支援費	389,202	6,137	395,339	3,047	1,523			1,567
				3,047	1,523			1,567
計	13,607,126	33,209	13,640,335	897	448		941	30,923

3款　民生費　　3項　生活保護等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 生活保護等総務費	157,951	218	158,169					218
								218

3款 2項　児童福祉費　（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明			
		8 児童館運営事業(子育て支援課)	210		
		17 備品購入費		210	
		施設用備品			210
		9 児童クラブ運営事業(子育て支援課)	368		
		22 償還金、利子及び割引料		368	
		令和７年度子ども・子育て支援施設整備交付金			368
		返還金			
17 備品購入費	731	1 人件費(保育課)			
		(財源更正)			
18 負担金、補助及び交付金	1,815				
		2 保育園運営事業(保育課)	2,546		
22 償還金、利子及び割引料	9,780	17 備品購入費		731	
		施設用備品			731
		18 負担金、補助及び交付金		1,815	
		システム改修費負担金			1,815
		3 私立保育園等育成事業(保育課)	9,780		
		22 償還金、利子及び割引料		9,780	
		子育てのための施設等利用給付交付金返還金			1,122
		子育て支援施設等利用給付費負担金返還金			657
		保育所等運営費県費負担金返還金（公定価格）			8,001
		5 児童発達支援センター運営事業(保育課)			
		(財源更正)			
19 扶助費	6,094	3 母子福祉事業(家庭児童支援課)	6,137		
		19 扶助費		6,094	
22 償還金、利子及び割引料	43	母子生活支援施設措置費			6,094
		22 償還金、利子及び割引料		43	
		令和7年度母子家庭等総合支援事業費国庫補助金			43
		返還金			

3款 3項　生活保護等費　（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明			
22 償還金、利子及び割引料	218	2 生活保護等総務事務(福祉課)	218		
		22 償還金、利子及び割引料		218	
		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金			218

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 扶助費	1,704,688	14,951	1,719,639					14,951
								14,951
計	1,862,639	15,169	1,877,808					15,169

4款 衛生費 1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	328,572	1,799	330,371					1,799
								1,799
5 保健センター運営費	66,507	1,100	67,607					1,100
								1,100
8 特別会計支出金	1,924,421	0	1,924,421				4,800	△4,800
							4,800	△4,800
13 墓地斎場費	110,291	3,954	114,245					3,954
								3,954
計	2,429,791	6,853	2,436,644				4,800	2,053

4款 衛生費 2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	237,648	163	237,811					163
								163

3款 3項　生活保護等費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
22 償還金、利子及び割引料	14,951	1　生活保護事業(福祉課)	14,951	
		22　償還金、利子及び割引料		14,951
		生活保護費国庫負担金返還金		13,317
		生活保護費県費負担金返還金		1,634

4款 1項　保健衛生費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
1 報酬	1,682	1　人件費(健康課)	1,799	
		(91) 会計年度任用職員（27人）		1,799
3 職員手当等	82	1　報酬		1,682
		パートタイム会計年度任用職員報酬		1,682
8 旅費	35	3　職員手当等		82
		パートタイム会計年度任用職員期末勤勉手当		82
		8　旅費		35
		パートタイム会計年度任用職員費用弁償		35
10 需用費	1,100	3　保健センター維持管理事業(健康課)	1,100	
		(2) 吉良保健センター維持管理事業		1,100
		10　需用費		1,100
		燃料費		1,100
		1　市民病院事業会計繰出事業(管理課)		
		(財源更正)		
10 需用費	3,954	2　やすらぎ苑維持管理事業(市民課)	3,954	
		10　需用費		3,954
		燃料費		2,865
		施設修繕料		1,089

4款 2項　清掃費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
1 報酬	126	1　人件費(ごみ減量課)	163	
		(91) 会計年度任用職員（2人）		163

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
(1 清掃総務費)								
6 クリーンセンター運営費	2,666,078	147,793	2,813,871	880		42,800	△38,597	142,710
								138,200
								4,510
				880		42,800	△38,597	
計	2,903,726	147,956	3,051,682	880		42,800	△38,597	142,873

5款　労働費　　1項　労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 労働諸費	22,569	450	23,019				100	350
							100	△100
								450
計	22,569	450	23,019				100	350

6款　農林水産業費　　1項　農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	320,722	19,298	340,020		19,298			
					19,298			

4款 2項　清掃費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
3 職員手当等	37	1 報酬	126	
		パートタイム会計年度任用職員報酬		126
		3 職員手当等	37	
		パートタイム会計年度任用職員期末勤勉手当		37
10 需用費	142,710	2 ごみ処理焼却事業(環境業務課)	138,200	
		10 需用費	138,200	
12 委託料	△904	光熱水費		5,500
		施設修繕料		132,700
14 工事請負費	5,987			
		3 リサイクル事業(環境業務課)	4,510	
		10 需用費	4,510	
		施設修繕料		4,510
		7 広域ごみ処理施設整備事業(環境業務課)	5,083	
		12 委託料	△904	
		管理棟等解体工事施工監理業務委託料		△904
		14 工事請負費	5,987	
		管理棟等解体工事		△30,554
		広域ごみ処理施設整備・運営事業建設工事		36,541

5款 1項　労働諸費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
22 償還金、利子及び割引料	450	2 雇用労政事務(商工振興課)		
		(財源更正)		
		3 首都圏人材確保支援事業(商工振興課)	450	
		22 償還金、利子及び割引料	450	
		首都圏人材確保支援事業補助金返還金		450

6款 1項　農業費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
18 負担金、補助及び交付金	19,298	2 水田農業経営所得安定対策推進事業(農水振興課)	19,298	
		18 負担金、補助及び交付金	19,298	
		麦類生産技術向上事業費補助金		19,298

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
計	320,722	19,298	340,020		19,298			

6款　農林水産業費　　4項　　土地改良費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 土地改良総務費	592,172	124	592,296					124
								124
計	592,172	124	592,296					124

7款　　商　工　費　　1項　　商　工　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 商工業振興費	477,266	0	477,266				1,500	△1,500
							1,500	△1,500
3 企業誘致費	1,109,569	0	1,109,569				300	△300
							300	△300
計	1,586,835	0	1,586,835				1,800	△1,800

8款　　土　木　費　　2項　　道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 道路新設改良費	713,062	2,500	715,562		1,826	1,200		△526
					1,826	1,200		△526
計	713,062	2,500	715,562		1,826	1,200		△526

6款 1項　農業費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明

6款 4項　土地改良費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
1 報酬	119	1 人件費(農地整備課)	124	
		(91) 会計年度任用職員（1人）		124
8 旅費	5	1 報酬		119
		パートタイム会計年度任用職員報酬		119
		8 旅費		5
		パートタイム会計年度任用職員費用弁償		5

7款 1項　商工費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明
		7 未来共創拠点運営事業(商工振興課) (財源更正)
		2 企業誘致推進事業(商工振興課) (財源更正)

8款 2項　道路橋梁費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
14 工事請負費	13,000	4 市道新設改良事業（県補助分）（土木課）	2,500	
		14 工事請負費	13,000	
16 公有財産購入費	△10,500	道路新設改良工事		13,000
		16 公有財産購入費	△10,500	
		用地購入		△10,500

8款　土木費　6項　住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 建築総務費	154,555	2,248	156,803					2,248
								2,248
計	154,555	2,248	156,803					2,248

10款　教育費　1項　教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	755,739	△5,831	749,908				2,609	△8,440
								△8,440
							2,609	
計	755,739	△5,831	749,908				2,609	△8,440

10款　教育費　2項　小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	2,643,027	0	2,643,027				1,389	△1,389
							300	△300
							1,089	△1,089
計	2,643,027	0	2,643,027				1,389	△1,389

10款　教育費　3項　中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	4,593,553	90	4,593,643				1,000	△910
								90

８款 ６項　　住宅費　　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
1 報酬	1,634	1　人件費(建築課)	2,248	
		(91) 会計年度任用職員（５人）		2,248
3 職員手当等	614	1　報酬		1,634
		パートタイム会計年度任用職員報酬		1,634
		3　職員手当等		614
		パートタイム会計年度任用職員期末勤勉手当		614

１０款 １項　教育総務費　　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
18 負担金、補助及び交付金	△8,440	3　私立高等学校等授業料補助事業(教育庶務課)	△8,440	
		18　負担金、補助及び交付金		△8,440
24 積立金	2,609	私立高等学校等授業料補助金		△8,440
		7　教育振興基金積立事業(教育庶務課)	2,609	
		24　積立金		2,609
		教育振興基金積立金		2,609

１０款 ２項　小学校費　　（単位：千円）

節 区分	金額	説明
		2　小学校事務(教育庶務課) （財源更正） 5　小学校備品整備事業(教育庶務課) （財源更正）

１０款 ３項　中学校費　　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
1 報酬	90	1　人件費(教育庶務課)	90	
		(91) 会計年度任用職員（１２人）		90
		1　報酬		90

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
(1学校管理費)								
							1,000	△1,000
計	4,593,553	90	4,593,643				1,000	△910

10款　教育費　5項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	191,105	84	191,189					84
								84
5 文化財費	314,740	0	314,740				487	△487
							487	△487
7 歴史公園費	38,375	1,460	39,835				2,433	△973
							973	△973
							1,460	
計	544,220	1,544	545,764				2,920	△1,376

10款　教育費　6項　保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	314,748	700	315,448				4,600	△3,900
								700
							4,600	△4,600
2 体育施設費	1,138,894	2,700	1,141,594				2,700	
							2,700	

１０款 ３項　中学校費　　（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明		
		パートタイム会計年度任用職員報酬		90
		4　中学校施設整備事業(教育庶務課)		
		（財源更正）		

１０款 ５項　社会教育費　　（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明		
8 旅費	84	1　人件費(生涯学習課)	84	
		(91) 会計年度任用職員（８人）		84
		8　旅費		84
		パートタイム会計年度任用職員費用弁償		84
		8　西尾城大手門跡整備事業(文化財課)		
		（財源更正）		
24 積立金	1,460	1　歴史公園管理事業(観光文化振興課)		
		（財源更正）		
		2　歴史民俗資料館建設基金積立事業(観光文化振興課)	1,460	
		24　積立金		1,460
		歴史民俗資料館建設基金積立金		1,460

１０款 ６項　保健体育費　　（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明		
7 報償費	700	2　スポーツ振興事務(スポーツ振興課)	700	
		7　報償費		700
		賞賜金		700
		6　フルマラソン開催事業(スポーツ振興課)		
		（財源更正）		
24 積立金	2,700	5　体育施設整備基金積立事業(スポーツ振興課)	2,700	
		24　積立金		2,700
		体育施設整備基金積立金		2,700

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
計	1,453,642	3,400	1,457,042				7,300	△3,900

１４款　予備費　　１項　予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 予備費	150,653	400,090	550,743					400,090
計	150,653	400,090	550,743					400,090

１０款 ６項　保健体育費　　（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	

１４款 １項　予備費　　（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　額		
		予備費	400,090

給 与 費 明 細 書

1　一 般 職

⑴　総　　括

ア　会計年度任用職員　　（一般会計）

区　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	1,309	2,132,545		669,774	2,802,319	431,106	3,233,425	
補正前	1,298	2,119,104		666,247	2,785,351	431,106	3,216,457	
比　較	11	13,441		3,527	16,968		16,968	

	区　分	期末勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	669,774
	補正前	666,247
	比　較	3,527

⑵　給料及び職員手当の増減額の明細

ア　会計年度任用職員

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　明	備　考
報　酬	13,441	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	13,441	職員の変動等による増減分	
職員手当	3,527	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	3,527	職員の変動等による増減分	

議案第１３２号

令和８年度西尾市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和８年度西尾市の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条　歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		177,633	3,144	180,777
	1 総　務　管　理　費	162,019	3,144	165,163
8 予　　備　　費		83,256	△3,144	80,112
	1 予　　備　　費	83,256	△3,144	80,112
歳　　出　　合　　計		15,861,046	0	15,861,046

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費	177,633	3,144	180,777
8 予　　備　　費	83,256	△3,144	80,112
歳　出　合　計	15,861,046	0	15,861,046

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国・県支出金	地方債	その他	
			3,144
			△3,144
			0

2 歳　出

1款　総　務　費　　1項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	160,487	3,144	163,631					3,144
								3,144
計	160,487	3,144	163,631					3,144

8款　予　備　費　　1項　予　備　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 予備費	83,256	△3,144	80,112					△3,144
計	83,256	△3,144	80,112					△3,144

1款 1項　　総務管理費　　（単位：千円）

節		説明		
区分	金額			
1 報酬	2,290	1 人件費(保険年金課)	3,144	
		(91) 会計年度任用職員（3人）	3,144	
3 職員手当等	819	1 報酬	2,290	
		パートタイム会計年度任用職員報酬		2,290
8 旅費	35	3 職員手当等	819	
		パートタイム会計年度任用職員期末勤勉手当		819
		8 旅費	35	
		パートタイム会計年度任用職員費用弁償		35

8款 1項　　予備費　　（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		予備費	△3,144

給 与 費 明 細 書

1　一 般 職

⑴　総　　括

ア　会計年度任用職員　　（国民健康保険）

区　分	職員数	x				共済費	合　　計	備　　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	5	9,892		3,478	13,370		13,370	
補正前	4	7,602		2,659	10,261		10,261	
比　較	1	2,290		819	3,109		3,109	

	区　分	期末勤勉手当（千円）
職　員手当の内　訳	補正後	3,478
	補正前	2,659
	比　較	819

⑵　給料及び職員手当の増減額の明細

ア　会計年度任用職員

区　　分	増 減 額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	備　　考
報　　酬	2,290	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	2,290	職員の変動等による増減分	
職員手当	819	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	819	職員の変動等による増減分	

議案第１３３号

令和８年度西尾市介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和８年度西尾市の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216,370千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,781,600千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国 庫 支 出 金		2,505,817	63,021	2,568,838
	1 国　庫　負　担　金	2,217,528	51,772	2,269,300
	2 国　庫　補　助　金	288,289	11,249	299,538
4 支払基金交付金		3,384,822	79,623	3,464,445
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,384,822	79,623	3,464,445
5 県　支　出　金		1,830,372	36,863	1,867,235
	1 県　負　担　金	1,778,447	32,358	1,810,805
	3 県　補　助　金	51,924	4,505	56,429
8 繰　入　金		2,306,027	36,863	2,342,890
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,066,174	36,863	2,103,037
歳　入　合　計		13,565,230	216,370	13,781,600

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2保険給付費		12,270,506	258,860	12,529,366
	1介護サービス等諸費	11,215,026	258,860	11,473,886
3地域支援事業費		322,332	36,044	358,376
	1サービス・活動事業費	201,833	36,042	237,875
	3包括的支援事業・任意事業費	77,763	2	77,765
6予　備　費		475,797	△78,534	397,263
	1予　備　費	475,797	△78,534	397,263
歳　出　合　計		13,565,230	216,370	13,781,600

介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	2,505,817	63,021	2,568,838
4 支払基金交付金	3,384,822	79,623	3,464,445
5 県支出金	1,830,372	36,863	1,867,235
8 繰入金	2,306,027	36,863	2,342,890
歳入合計	13,565,230	216,370	13,781,600

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	12,270,506	258,860	12,529,366
3 地域支援事業費	322,332	36,044	358,376
6 予備費	475,797	△78,534	397,263
歳出合計	13,565,230	216,370	13,781,600

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国・県支出金	地方債	その他	
87,676		69,892	101,292
12,208		9,731	14,105
			△78,534
99,884		79,623	36,863

2　歳　　入

3款　国庫支出金

1項　　国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1　介護給付費負担金	2,217,528	51,772	2,269,300
計	2,217,528	51,772	2,269,300

2項　　国庫補助金

1　調　整　交　付　金	171,359	4,040	175,399
2　地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	51,642	7,208	58,850
3　地域支援事業交付金（包括的支援事業・任　意　事　業　）	35,288	1	35,289
計	288,289	11,249	299,538

4款　支払基金交付金

1項　　支払基金交付金

1　介護給付費交付金	3,316,364	69,892	3,386,256
2　地域支援事業支援交付金	68,458	9,731	78,189
計	3,384,822	79,623	3,464,445

5款　県支出金

1項　　県負担金

1　介護給付費負担金	1,778,447	32,358	1,810,805
計	1,778,447	32,358	1,810,805

3項　　県補助金

1　地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	32,278	4,505	36,783
計	51,924	4,505	56,429

3 款　国庫支出金
4 款　支払基金交付金
5 款　県支出金

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	51,772	介護給付費負担金

1 現年度分	4,040	調整交付金
1 現年度分	7,208	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）
1 現年度分	1	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）

1 現年度分	69,892	介護給付費交付金
1 現年度分	9,731	地域支援事業支援交付金

1 現年度分	32,358	介護給付費負担金

1 現年度分	4,505	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）

8款　繰入金

1項　一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1　介護給付費繰入金	1,533,008	32,358	1,565,366
2　地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	32,278	4,505	36,783
計	2,066,174	36,863	2,103,037

8 款　繰入金　　（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 現年度分	32,358	
1 現年度分	4,505	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）

3　歳　出

2款　　保険給付費　　1項　介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 居宅介護サービス等給付費	3,921,257	258,860	4,180,117	55,318	32,358		69,892	101,292
				55,318	32,358		69,892	101,292
計	3,921,257	258,860	4,180,117	55,318	32,358		69,892	101,292

3款　地域支援事業費　　1項　サービス・活動事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 サービス・活動事業費	184,395	27,112	211,507	5,794	3,389		7,320	10,609
				1,235	722		1,559	2,257
				4,542	2,656		5,739	8,318
				17	11		22	34
2 介護予防ケアマネジメント事業費	17,438	8,930	26,368	1,908	1,116		2,411	3,495
				1,908	1,116		2,411	3,495
計	201,833	36,042	237,875	7,702	4,505		9,731	14,104

2款 1項　介護サービス等諸費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明			
18 負担金、補助及び交付金	258,860	1　居宅介護サービス費給付事業(長寿課)	258,860		
		18　負担金、補助及び交付金		258,860	
		居宅介護サービス費負担金			258,860

3款 1項　サービス・活動事業費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明			
11 役務費	84	2　第１号訪問事業(長寿課)	5,773		
		(1) 従前相当サービス事業		1,819	
18 負担金、補助及び交付金	27,028	18　負担金、補助及び交付金		1,819	
		第１号訪問事業・従前相当サービス事業費			1,819
		(2) サービス・活動Ａ事業		3,954	
		18　負担金、補助及び交付金		3,954	
		第１号訪問事業・サービス・活動Ａ事業費			3,954
		3　第１号通所事業(長寿課)	21,255		
		(1) 従前相当サービス事業		11,337	
		18　負担金、補助及び交付金		11,337	
		第１号通所事業・従前相当サービス事業費			11,337
		(2) サービス・活動Ａ事業		9,307	
		18　負担金、補助及び交付金		9,307	
		第１号通所事業・サービス・活動Ａ事業費			9,307
		(3) サービス・活動Ｃ事業		611	
		18　負担金、補助及び交付金		611	
		第１号通所事業・サービス・活動Ｃ事業費			611
		4　審査支払手数料(長寿課)	84		
		11　役務費		84	
		手数料			84
18 負担金、補助及び交付金	8,930	1　介護予防ケアマネジメント事業(長寿課)	8,930		
		18　負担金、補助及び交付金		8,930	
		介護予防ケアマネジメント事業費負担金			8,930

3款　地域支援事業費　　3項　包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 任意事業費	19,453	2	19,455	1				1
				1				1
計	19,453	2	19,455	1				1

6款　予備費　　1項　予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 予備費	475,797	△78,534	397,263					△78,534
計	475,797	△78,534	397,263					△78,534

3款 3項　包括的支援事業・任意事業費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明		
1報酬	2	1 人件費(長寿課)	2	
		(91) 会計年度任用職員（2人）		2
		1 報酬		2
		パートタイム会計年度任用職員報酬		2

6款 1項　予備費　（単位：千円）

節 区分	金額	説明	
		予備費	△78,534

給 与 費 明 細 書

1　一 般 職

⑴　総　　括

ア　会計年度任用職員　　（介護保険）

区　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	27	59,292		21,257	80,549		80,549	
補正前	27	59,290		21,257	80,547		80,547	
比　較		2			2		2	

	区　分	期末勤勉手当 （千円）
職員手当の内訳	補正後	21,257
	補正前	21,257
	比　較	

⑵　給料及び職員手当の増減額の明細

ア　会計年度任用職員

区　分	増減額 （千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　明	備　考
報　酬	2	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	2	職員の変動等による増減分	
職員手当		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			

議案第１３４号

令和８年度西尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和８年度西尾市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条　歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月３０日提出

西尾市長　中　村　　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		10,146	38	10,184
	1 徴　　収　　費	10,146	38	10,184
4 予　　備　　費		7,715	△38	7,677
	1 予　　備　　費	7,715	△38	7,677
歳　　出　　合　　計		3,365,959	0	3,365,959

後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	10,146	38	10,184
4 予備費	7,715	△38	7,677
歳出合計	3,365,959	0	3,365,959

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国・県支出金	地方債	その他	
			38
			△38
			0

2　歳　出

1款　総　務　費　　1項　徴　収　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 徴収費	10,146	38	10,184					38
								38
計	10,146	38	10,184					38

4款　予　備　費　　1項　予　備　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 予備費	7,715	△38	7,677					△38
計	7,715	△38	7,677					△38

1款 1項　　徴収費　　（単位：千円）

節		説明		
区分	金額			
1 報酬	38	1 人件費(保険年金課)	38	
		(91) 会計年度任用職員（1人）		38
		1 報酬		38
		パートタイム会計年度任用職員報酬		38

4款 1項　　予備費　　（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		予備費	△38

給　与　費　明　細　書

1　一 般 職

⑴　総　　括

ア　会計年度任用職員　　（後期高齢者医療）

区　分	職員数	給　与　費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	1	2,885		1,044	3,929		3,929	
補正前	1	2,847		1,044	3,891		3,891	
比　較		38			38		38	

	区　分	期末勤勉手当（千円）
職　員手当の内　訳	補正後	1,044
	補正前	1,044
	比　較	

⑵　給料及び職員手当の増減額の明細

ア　会計年度任用職員

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　明	備　考
報　酬	38	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	38	職員の変動等による増減分	
職員手当		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			